

台湾

目次

概要	・ ・ ・ 1
代理人制度	・ ・ ・ 2
特許制度	・ ・ ・ 6
意匠制度	・ ・ ・ 9
商標制度	・ ・ 1 2
模倣品対策	・ ・ 1 5

概要

2004年12月

加入条約 WTO 日本との相互条約によりパリ条約と同様の優先権が認められる。

手続言語 中国語

所管官庁 智慧財産局 Intellectual Property Office , MOEA

住所 185, Hsinhai Road, Sec. 2, 3F; Taipei 10637, TAIWAN

TEL: 886 2 2738 0007 FAX: 886 2 2735 2656

HP URL: <http://www.tipo.gov.tw/en/index.aspx>

代理人制度

2010 年 4 月

(1) 代理人に必要な資格

台湾で、特許関連の仕事をするために可能な代理人の資格は三つあり、それは

(a) 専利師、(b) 専利代理人、及び (c) 弁護士である。

(a) 専利師 (Patent Attorney) :

(i) 日本の弁理士に相当。2008 年 1 月から台湾の弁理士法（いわゆる専利師法）が正式に施行されて以来、今後、理科系出身の人材が特許実務に従事するための資格取得を目指すには、唯一の道となる見込み。

(ii) 専利師国家試験は、毎年一回行われ、試験科目は合計 6 科目あり、即ち 1. 特許法、2. 行政手続法及び行政訴訟法、3. 特許審査基準及び特許出願実務、4. 微分積分学、物理、及び化学、5. 特許関連英語又は日本語（2 科目択一）、並びに 6. 工業力学、バイオテクノロジー、電子学、物理化学、基礎設計又は計算機アーキテクチャ（6 科目択一）である。2010 年 4 月現在、二回行われた結果、合格者はそれぞれ 37、38 人で、合格率は 5% 以下という試験である。

(iii) 元専利代理人は、専利師法に規定されている要件を満たせば、台湾知的財産局が主催する 1 ヶ月期間のトレーニング・プログラムに参加し、かつその後、プログラムで定められた三科目の試験に合格すれば、専利師の資格を取得することが可能。2010 年 4 月現在、このコースにより資格を取った人数は凡そ 140 人、また、専利師法の要件を満たした元専利代理人の人数もすでに定員（約 200 人）になったため、将来更に資格を取れる人数は最多で 60 人と見込む。

(b) 専利代理人 (Patent Agent) :

(i) 2008 年 1 月 9 日以前に、1. 裁判官、検察官、弁護士、公認会計士、又は工業技術士、或いは 2. 元特許審査官、且つ 3 年以上の審査歴を持っている者は、知的財産局でそれぞれの免許を以って、別途新規に登録することによって専利代理人の資格を取得した。

(ii) 2008 年 1 月 9 日以降、上記登録により専利代理人の資格を取ることができなくなったので、専利代理人の人数もすでに定員になったと言える。統計上、2010 年 4 月現在、この資格をもっている者は約 10000 人だが、実際に特許関連の仕事をしている人の数は極めて少なく、恐らく 10 分の 1 の 1000 人にもならないと、推定される。

(c) 弁護士 (Attorney at Law) :

(i) 台湾弁護士法の規定によると、弁護士は特許関連の仕事をするができる。

(ii) しかし、台湾のリーガル・サービス業の実態からみると、弁護士の業務は多岐に亘っており、特許関連の仕事をする場合も、数少ない大規模事務所以外の事務所

は、ほぼ特許権の権利主張に関わる仕事を中心としていて、特許出願段階に参加する例は比較的珍しい。

(2) 資格取得の要件

- (a) 専利師の資格を取得するには、国家試験に合格する必要がある、詳細は上記を参照のこと。
- (b) 専利代理人の資格については、裁判官などそれぞれの免許を以って、別途新規に取得できたので、基本的に試験制度は無い。但し、裁判官、検察官、弁護士、公認会計士、又は工業技術士は、元々国家試験に参加しなければ各自の専門領域に関わる免許を取得できないことは無論である。
- (c) 弁護士は特許関連の仕事をするために、登録により専利代理人の資格を取る場合と、そのまま弁護士の資格で従事する二つの道がある。

(3) 資格取得後の研修制度：

- (a) 現在の専利師関連法令は、未だ専利師の研修制度を設けるという規定がない。しかし、2009 年の年末に発足したばかりの台湾専利師公会（日本の弁理士会に相当）の下では、在職研修委員会を設けており、将来研修制度を定める可能性がある。
- (b) 専利代理人の研修制度は無い。
- (c) 弁護士は毎年 6 時間の在職研修制度などが定められている。

(4) 代理人事務所の業務例：

- (a) 専利師事務所：特許、実用新案、意匠及び商標に関わる出願業務（訴願、行政訴訟を含む）、無効審判の提起と対応、権利侵害鑑定、権利侵害回避、権利許諾と実施、並びに特許権年金などの管理。
- (b) 専利代理人事務所：上記（a）専利師事務所と同様。
- (c) 弁護士事務所：知的財産権を含む幅広い法律関連業務。

(5) 利益相反行為に関する制限など：

- (a) 専利師事務所：
 - (i) 専利師法第 12 条の規定によると、専利師は、特許主務機関又は委任者に対し隠匿又は欺瞞をすること、不正な方法で客引きし、業務を売り込むこと、更に委任者が委任した案件の内容を漏洩、盗用することなどを禁止しており、いわゆる専利師倫理に関する法令がある。専利師は当該条文に定める義務に違反した場合、戒告、二ヶ月以上二年以下の業務の停止、又は業務の禁止を含む懲戒処分を受ける可能性がある。
 - (ii) また、専利師懲戒法令の規定によると、上記懲戒処分は専利師主務機関の代表者

4 人、専利師公会の代表者 4 人、及び大学の教師 2 人などから組織される専利師懲戒委員会が自発的に調査し、多数決により行うことになっている。

- (iii) 一方、専利師公会の定款第 45～47 条にも専利師倫理に関する規定があり、専利師は当該条文に違反した場合、公会に属する倫理風紀委員会の調査を受けた上、理事監事併合会議の可決により専利師懲戒委員会に移送されることもある。

(b) 専利代理人事務所：

- (i) 専利師法第 37～39 条に専利代理人に関わる倫理規定があり、内容としては基本的に専利師と同様。
 - (ii) 専利代理人は専利師倫理に関する法令に違反した場合、戒告、二ヶ月以上二年以下の業務停止、又は業務禁止を含む行政処分を受ける可能性がある。
 - (iii) 一方、専利代理人には専利師のような専利師懲戒委員会の組織がなく、法令違反の際には直接知的財産局が行政処分を行う。
- (c) 弁護士事務所：弁護士懲戒委員会と弁護士懲戒再審委員会があり、弁護士が倫理法令に違反した際、二委員会が懲戒処分を行う。

(6) 国内の代理人協会について

(a) 台湾専利師公会：

- (i) 専利師法の規定によると、専利師の業務に従事する前に、前提として台湾専利師公会に加入することが義務付けられ、いわゆる強制加入制度である。現在、当公会に加入している会員数は凡そ 140 人で、理事長、副理事長、理事、監事のほか、各委員会の委員長、副委員長と委員などがすべて選任されている。
- (ii) 同公会の委員会は、現在、発明実務、在職研修、商標実務、専利師権利保護、編集、国際実務、兩岸（即ち台湾と中国大陸）実務、及び専利師倫理風紀に関する委員会、計八委員会あり、既に 2010 年 3 月から運営が始まっている。
- (iii) 一方、専利師の大半も同時に元専利代理人であるのと、アジア弁理士協会 (APAA) の台湾グループ（以下は APAA 台湾部会という）も定款を改正して、専利師の資格に基づいて加入できるようになったため、現在、専利師は台湾専利師公会に加入しているほか、APAA 台湾の会員になっている人も少なくない。

(iv) 台湾専利師公会：

住所：台北市復興南路一段 390 号 11 階

電話：886-2-2701-1990

ファクス：886-2-2701-0799

ウェブサイト：<http://www.twpaa.org.tw/>（只今、中国語ウェブサイトしかなく、今夏に英語と日本語バージョンを順次追加、更新する予定）

(b) アジア弁理士協会 (APAA) の台湾グループ (社団法人) :

(i) APAA 台湾は、過去四十年に亘り台湾の専利代理人が最も参加して来た一番重要な団体であり、今後も引き続き専利代理人の他専利師も加入する団体になる見込み。

(ii) 現在、APAA 台湾部会の会員数は約 180 人である。

(iii) APAA 台湾 :

住所 : 台北市敦化南路一段 245 号 8 階

電話 : 886-2-2781-4111

ファクス : 886-2-2721-3834

ウェブサイト : <http://www.apaa.org.tw/>

特 許

2012年12月

1. 一般

適用法令 特許法

所管官庁 経済部知識財産局

保護の種類は、特許、実用新案

2. 保護対象

(1) 発明の定義

自然法則を利用した技術的概念のあらゆる創作

(2) 不特許事由

動物、植物及び動物と植物を生産する主要な生物学の方法（微生物の生産方法は除く）

人体又は動物の診断、治療又は外科手術の方法

公序良俗違反

3. 登録要件

(1) 産業上の利用可能性

発明が産業上製造又は使用されるものであれば、産業上利用することができる

(2) 新規性

公知、公用、文献公知のすべてにおいて世界主義を採用

なお、電気通信回線を介して公衆が利用可能になった発明も新規性なし

(3) 進歩性 判断基準あり

その技術分野において当業者が出願前の先行技術より容易に完成できるものは、進歩性なし

(4) 発明の単一性

一つの一般的発明概念から構成される発明群

(5) 新規性喪失の例外

例外適用期間は6月

例外適用事由

① 研究または実験の場合

② 政府が開催する展示会又は政府の認可を受けた展示会で展示された場合

③ 出願人の意図に反して漏洩した場合

④ 刊行物に発表された場合

4. 出願手続

(1) 出願人となり得る者

発明者又は譲受人

(2) 必要書類

① 願書 出願人の住所、氏名、発明者の氏名、国籍

② 明細書

③ クレーム 多項従属可能

④ 必要な図面 図面代用写真も可能

⑤ 要約書

⑥ 委任状（出願後に提出可能）

⑦ 譲渡証（出願後に提出可能）

⑧ 優先権証明書（出願後に提出可能）

(3) F A Xによる出願可能

(4) 出願言語は、中国語 外国語出願の場合、6月以内に翻訳文提出必要

外国語は英語又は日本語

期限を過ぎて中国語翻訳文が提出された場合には、中国語翻訳文の提出日を出願日とする

(5) P C Tには非加盟

5. 審査手続

(1) 方式審査

① 方式要件違反は、補正命令の対象

② 優先日から18月経過後に出願公開

(2) 出願審査請求制度あり

出願日から3年以内に審査請求必要 審査請求ない場合、出願は取下げ擬制

(3) 実体審査

① 特許要件を満たしていない場合、初審拒絶査定を発する

拒絶査定に対し、30日以内に再審査を請求可能

再審査請求から60日以内に、請求理由書・補正書を提出可能

なお、遠隔又は交通不便の知の出願人への延長制度なし

② 再審査により、拒絶すべきものとされた場合、再審査査定（拒絶査定）

この場合、最終拒絶とすることができる

③ 再審査査定に対し、30日以内に経済部に訴願を提起可能

④ 補正可能な時期は、審査意見通知書の発行前であれば随時、審査意見通知書の発行後は指定期間内

⑤ 出願人の請求により審査官が認めた場合にはインタビューが可能

6. 登録

- (1) 存続期間は出願日から20年（実用新案は出願日から10年）
- (2) 出願から登録までは、出願時に審査請求の場合、出願から1年半程度
- (3) 登録査定謄本送達後、3月以内に1年分の特許料を支払う
- (4) 年金

第2年目からは登録日の該当日より前に納付

なお、この期間を徒過しても6月以内に特別料金を支払って納付可能

- (5) 特許期間の延長制度あり

2年以上5年を限度として、発明を実施できなかった期間

医薬品、農薬品に関する特許で、許認可の日から3月以内に申請必要

7. その他

- ① 早期審査（優先審査）制度あり

第三者の発明の商業上実施を発見した場合、証明書類とともに優先審査を請求可能

- ② 外国語出願制度あり 出願から6月以内に翻訳文提出必要

- ③ 審査請求制度あり

出願から3年以内に行う必要あり

- ④ 出願公開制度あり

優先日から1年6月で出願公開

- ⑤ 出願変更制度あり

- ⑥ 特許と実用新案の同日出願が可能

特許が許可査定された場合、特許と実用新案のうち一方を選択する必要あり

- ⑦ 分割出願

初審の特許査定後30日以内、及び再審査の特許査定又は拒絶査定前

1. 一般

適用法令 特許法（専利法 109～129 条、専利法施行規則第 30～36 条）
2001 年 10 月 26 日施行
所管官庁 台湾特許庁（經濟部智慧財産局）

2. 対象

（１）定義 特許法 109 条 物品の形状、模様、色彩またはこれらの組み合わせで、視覚を通じて美観を起こさせるもの

「色彩」 意匠の対象となり得る形状及び/又は模様と組み合わせられる場合（物品に適用した場合）のみ考慮される。
アイコン等の電子的画像も保護対象に含まれる。

（２）登録要件

- ・産業上利用性
- ・新規性 公知公用、刊行物記載は世界主義を採用、又これらと類似の意匠も登録されない。
- ・創作性 その分野における通常の知識を有する者が出願前の意匠より容易に創作できるものは登録されない。

（３）部分意匠制度

物品の一部の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合であって、視覚に訴える創作を保護対象とする。

（４）関連意匠制度

類似関係にある意匠で同一人の意匠を関連意匠として登録できる。

（５）組物の意匠制度

2 以上の物品は、同一の類別に属し、かつ習慣上その物品をセットとして販売又は使用されるものである場合は、一つの意匠として出願をすることができる。

3. 出願手続

（１）出願書類、必要情報

- ① 願書 ・創作者の氏名、出願人の氏名、名称、住所、国籍
・優先権主張（優先権書類は出願後 3 ヶ月以内に提出可）

② 図面説明書

- ・物品の名称 部品の場合は何の物品の部品であるか記載する。
- ・創作の説明 物品の用途、創作の特徴を記載する。

- ③ 図面又は写真（６面図と斜視図、又は２以上の斜視図） ２セットを提出
 - ・色彩を含む意匠は色彩を物品に施した使用状態の図面を添付し、指定された色彩の工業色票番号を述べるか、カラーカードを提出する。
 - ・写真で提出する場合は背景がなく、同じ縮尺で表したものを提出する。
 - ・見本、ひな形での提出は認めないが、見本等で提出したい場合はその旨を意見書で説明し審査官の了承を得れば提出が可能。
- ④ 委任状（出願後３ヶ月以内の追完も可、法人の場合は社印及び代表社印が必要）
- ⑤ 宣誓書（創作者が捺印、追完可能）
- ⑥ 譲渡証（出願人が創作者とことなる場合に必要。創作者が捺印、追完可能）
- ⑦ 優先権証明書（出願後３ヶ月以内に追完可能）
- （２）外国語出願 図面説明書を外国語書面で提出し、官庁が指定した期間内に中国語翻訳文を提出した場合は外国語書面の提出日が出願日となる。指定期間内に補正しないと出願が受理されないこととなる。
- （３）意匠の単一性
 - ・意匠の単一性要する。
 - ・バリエーションの意匠を一出願に含めることは可能。
- （４）新規性喪失の例外規定

例外適用期間は６月

例外適用事由

 - ① 研究または実験の場合
 - ② 政府が開催する展示会又は政府の認可を受けた展示会で展示された場合
 - ③ 出願人の意図に反して漏洩した場合
 - ④ 刊行物に発表された場合

４．審査

- （１）方式審査と実体審査を行う。
- （２）補正

登録許可または最終拒絶前で、実質的変更がない限り可能。
- （３）拒絶対応
 - ・初審拒絶理由書に対して意見書提出の機会が与えられる（対応は１～２ヶ月以内）。
 - ・初審拒絶査定書に対しては６０日以内に再審査を請求できる。（理由書は申請により４ヶ月の延期可能）。
- （４）最終的な再審査拒絶査定書が出されると、査定到達日から３０日以内に經濟部（經濟部訴願審議委員会）に訴願の提出が可能。

訴願に不服の場合には行政裁判所に行政訴訟を提起できる。

5. 登録

- (1) 出願から登録までは約 12～15ヶ月要する。
- (2) 登録期間は出願日から 12 年、連合意匠は本意匠の存続期間満了と同時に満了する。
- (3) 登録後は公報が発行される。
- (4) 秘密意匠制度はない。

6. 権利範囲

(1) 意匠権者は登録意匠及び関連意匠について排他的権利を有する。関連意匠は独立の権利を有し、権利範囲は類似範囲に及ぶ。類似判断は、物品の機能の同一、類似性に基づいて一般消費者からの角度も参酌して肉眼での観察を主として総合的に判断する。

- (2) 使用权の設定は登録を要する。
特許庁に登録。

7. その他

登録意匠のデータベースについては会員制の情報ネットがありアクセスするためには繁体字の中国語用のコード(big5code)がコンピュータの作業システムに必要。

1. 一般

適用法令 商標法 2003年11月28日施行
所管官庁 特許庁（経済部智慧財産局）

(1) 使用

登録主義、先願主義を採用し、出願の事実により使用意思があると認定される。

(2) 商品分類

- ・ ニース協定には非加盟だが国際分類(ニース8版)を採用。
- ・ 商品の類似に関し取引の実情、経済界の現状等により判断する。
「商品及び役務近似検索参考資料」がある。
- ・ 多区分出願可能。
- ・ 小売業は食品の小売、衣服の小売のように対称を特定すれば35類のサービスとして指定できる。(1998年「小売サービス標章の登記審査要点」が公布された。)

(3) 商標

- ・ 立体商標は登録可能。願書に明記し立体形状の図面及びその関連を説明する。
- ・ 音は登録可能、匂いの登録は不可。
音 五線譜、数字または説明の記述と併せて音を記録したディスクを提出する。
- ・ 団体商標の登録は可能。
- ・ 証明商標の登録は可能。

2. 出願手続

(1) 必要書類、必要情報

① 願書

- ・ 出願人の氏名、名称(中国名)、住所、国籍、
- ・ 商標見本 (5枚、5cm×8cm) 標準文字制度あり
- ・ 商品区分及び商品・役務の表示
(商品の包括表示は原則的には認められず、具体的表示が要求される。
ただ商品によっては包括的表示も一部認められる。
例：化粧品(3類)、コンピュータソフト、ハードウェア(9類)等)
- ・ 優先権主張(優先権書類は英語以外の場合は翻訳者の認証付英語訳が必要)

②委任状(公証、認証不要)

③優先権書類(出願後3ヶ月以内に追完可能)

(2) 外国語出願は認めない。

(3) オンライン出願制度は整備中。(2005年実施を予定)

3. 審査

(1) 審査内容

- ・方式審査、実体審査を行う。
- ・絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由について審査を行う。

(2) 補正

商品・役務の補正は表示をより具体的にするような補正であれば登録許可(公告)前に限り認められる。登録後であっても、削除限定は可能。

商標の補正は原則的にできない。

(3) 拒絶理由対応は受領から30日以内に行う。30日の延長も可能。

- ・コンセント制度がある。

登録者の名前(名称)、商標及び指定商品等を記載した書面を提出する。

- ・ディスクレーマー制度がある。

商標が説明的であり、または識別性を備えない文字等を含み、当該部分を削除すれば商標の一体性を失う場合、出願人が当該部分について専用権の不主張を声明したときは当該商標をもって出願できる。(商標法第19条)

(4) 公報は出願後約2ヶ月で官庁ウェブサイトに掲載される。

(5) 最終拒絶に対しては30日以内に経済部の訴願審議委員会へ不服申立可能。

訴願決定に不服の場合は訴願決定所送達から2ヶ月以内に台北高等行政裁判所に出訴可能。

(6) 登録公告日から3ヶ月間は第三者(利害関係不要)の異議申し立てが可能。

(付与後異議制度)。

4. 登録

(1) 登録料の分割納付(3年6ヶ月)が可能。

(2) 存続期間は登録公告から10年だが10年ごとに更新可能。

- ・更新時は委任状(公証、認証不要)を提出。
- ・更新手続期間は登録満了日の前後6ヶ月間だが満了日以降の更新は政府料金が倍額となる。
- ・更新時の実体審査はない。

5. 権利範囲

権利範囲は登録商標と同一商標について同一の指定商品の使用だが、保護については指定商品のみならず類似商品まで及ぶ。

6. その他

(1) 不使用取消審判制度 登録後正当な理由なく3年間の継続的不使用がある場合。

- ・現在のプラクティスでは係争商標の3年以上の不使用事実を立証する証拠資料(興信調査)の提出を要求される。従って、不使用取消審判請求時には事前に興信

調査を行うことが通常行われている。

- ・ 不使用取消審判が請求されると、商標権者は送り状、広告等台湾における使用を示す書類を提出する。

(2) 使用許諾

- ・ 使用許諾は商標専属責任機関に登録しなければならない。
登録がないと第三者に対抗できない。
- ・ 再使用許諾設定登録制度もある。

(3) 出願商標及び登録商標のデータベースはインターネットにて一般に公開され、外部の利用者からのアクセスも可能。言語は中国語のみ。

(4) 著名商標の保護

「他人の著名商標または標章と同一または類似のものであって、関連する公衆に混同誤認を生じさせる虞があり、或いは著名商標または標章の識別性または信用・名声に損害を生じさせる虞があるものは登録を受けることができない。但し標章の所有者の同意を得て登録出願するときはこの限りでない」との商標法の規定に関し著名商標の認定要点が知的財産局から頒布され、修正施行を経て著名性の有無が判断されている。

(5) 注目決定、判決

- ・ 未登録の著名商標の保護

「TYPE R」本田技研 VS. 「TYPE R」台湾第三者（第12類自動車及びその部品）
異議申立では本田技研の商標の著名性が認められ、異議申立が成立したが、經濟部は著名性を否定し異議決定が取消された。しかし高等行政裁判所は本田技研による商標使用証明の補正により、著名性を認め原決定取消の判決を下した。

模倣品対策

2004年12月

I. 税関による水際措置または境界措置（侵害物品の通関保留措置）

関連法律

1. 《商標法》第 65 条～第 68 条
2. 《税関による商標権侵害物品の押収についての実施要点》（原文：《海關查扣侵害商標權物品實施辦法》）
3. 《税関による商標権及び著作権保護措置の執行についての作業要点》（原文：《海關配合執行商標權及著作権保護措施作業要點》）
4. 《税関法》第 15 条
5. 《貿易法》第 17 条、第 30 条
6. 《貨物輸出管理弁法》（原文：《貨品輸出管理辦法》）
7. 《輸出海賊版ディスク製品取締り小隊の作業要綱》（原文：《出口盜版光碟查緝專案小組作業要點》）

管理事務所

財政部関税総局及び各関税局（税関）、經濟部国際貿易局

税関での差し止め対象となる輸出入商品の種類

- 一、偽造又は変造の貨幣、有価証券及び偽造貨幣用の鋳型。
- 二、特許権、意匠権、商標権及び著作権侵害の物品。
- 三、法律による輸入禁止の物品。

なお、貿易法に基づいて經濟部国際貿易局は、偽造又は台湾或いは他国の知的財産権を侵害する物品に対して、具体的な事実や証拠がある場合は、商品の輸出を差し止めることができる。

通関保留手続の概要

● 特許権

特許権侵害事件は摘発制度が無くなったため、裁判所の仮処分の決定を得て初めて、侵権の容疑がある輸出入業者の名称、物品の名称、輸出入の地点及び日付、航空機（船舶）の便名、コンテナの番号、物品の置き場所等関連の具体的資料を税関に提出することができ、税関が特許権侵害の恐れのある貨物に対する、仮処分の執行に協力し、保留することができることになっている。

● 商標権

税関による商標権及び著作権保護措置の執行についての作業要点に基づき、侵害物品

の通関保留措置は原則上摘発保護方式が採られている。但し税関が権利者、権利者の使用許諾先、権利者の代理人、権利者の団体から提示され、或いはその他の機関から通報され、もし商標権を侵害した嫌疑に涉及した物品を発見した際は、関税法、貿易法、商標法、民事訴訟法及び刑事訴訟法等関連法規により処理することができる。

作業手続き：

商標権者又はその代理人は、商標権を侵害した輸入又は輸出の物品に対し、申請書、権利証明書類及び侵害物の具体的な資料を持って関税総局又は輸出入地の関税局宛に摘発又は提示する。



税関が摘発の通知を受けた際は、摘発の内容は具体的であるか否かを検討判断し、申請を受理するか否か及びその理由を摘発人に通知する。



税関が摘発又提示内容と一致した侵害物品を発見したときは、摘発人に認定手続き進行しようと通知し、物品の輸出入業者に使用許諾の資料の提供を通知する。



権利者は通知を受けた後の一定時間内（空便で輸出：4時間、船便で輸出入及び空便で輸入：1日の作業日）に税関に赴き、保留された貨物が商標権を侵害したか否かを認定又は協力し、侵害していない又は期限を逸しても税関に赴き認定をしていない場合は保留された貨物が通関されることになる。



権利者より商標権の侵害を認定するとき、輸出入業者から使用許諾の書類又はその他侵害の事情なき証明書類を提出できないとき、税関は商標法の規定により全部のケースを送検する（並びに経済部知的財産局に通知する）。



輸出入業者が権利者からの使用許諾書類又はその他侵権の事情なき証明書類を提出したとき、税関は権利者に通知し、権利者側から明確なる反証を提出できない場合、税関では代表的な見本を取り付けた後に、物品の輸出入を解禁する。



権利者側から明確なる反対証拠を提出し、且つ保証金又は相当なる担保を提供して税関に差し押え処分を申請することができる。差し押えを受けたものは、上記商標法の同条第四項の規定により保証金又は相当なる担保を提供した上、差し押え処分を廃止する様税関に請求することができる



保留された貨物には商標権を侵害した事実があり、司法機関の判決を経て確定したとき、税関は初めて権利者に侵害物品に係る出荷人、輸出入業者、荷物引取人及び関連の侵権物品の数量等資料を提供することができる。

必要な書類

1. 申請書。
2. 侵害の事実を識別できるに足る説明。(特許権侵害の場合は裁判所の仮処分決定が必要である。)
3. 侵害された証拠及び証明。
4. 侵害品を識別できる資料。例えば真正品及び模造品の見本、写真、カタログ又は図面等である。
5. 侵害の容疑がある輸出入業者の名称、物品の名称、輸出入の地点及び日付、航空機(船舶)の便名、コンテナの番号、物品の置き場所等関連の具体的資料。
6. 商標登録の書類。代理人であれば、代理人としての証明書類を添付する。
7. 上記証明書類又は写真、カタログ等の書類は電子ファイルがある場合、併せて提出すること。

問合せ先

財政部基隆関税局輸出組業務一課知的財産権単一窓口

電話番号：886-2-2420-2951 ext. 3524/3526/3527

住所：台湾基隆市港西街6号

I I. 模倣に対する刑事的救済

刑事罰の種類および内容

● 特許権

2001年の特許法改正の際、特許権侵害についての刑事罰が廃止され、また2003年1月の改正により実用新案権の侵害および意匠権侵害についても刑事罰の規定が廃止された。従って、2003年3月31日に新特許法が施行された後は、特許権、実用新案権、意匠権の侵害に対する刑事罰が無くなることになった。

● 商標権

1. 商標使用の侵害(商標法第81条)

商標権者又は団体商標権者の同意を得ず、次に掲げる条件の一に該当するものは、3年以下の有期徒刑、拘留、又は20万元以下の罰金を科し又は併科する。

- a. 同一商品又は役務において、同一の登録商標又は団体商標を使用したとき
- b. 類似商品又は役務において、同一の登録商標又は団体商標を使用し、関係する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとき
- c. 同一又は類似商品又は役務において、その登録商標又は団体商標と類似する商標を使用し、関係する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとき

2. 模造品販売の侵害(商標法第82条)

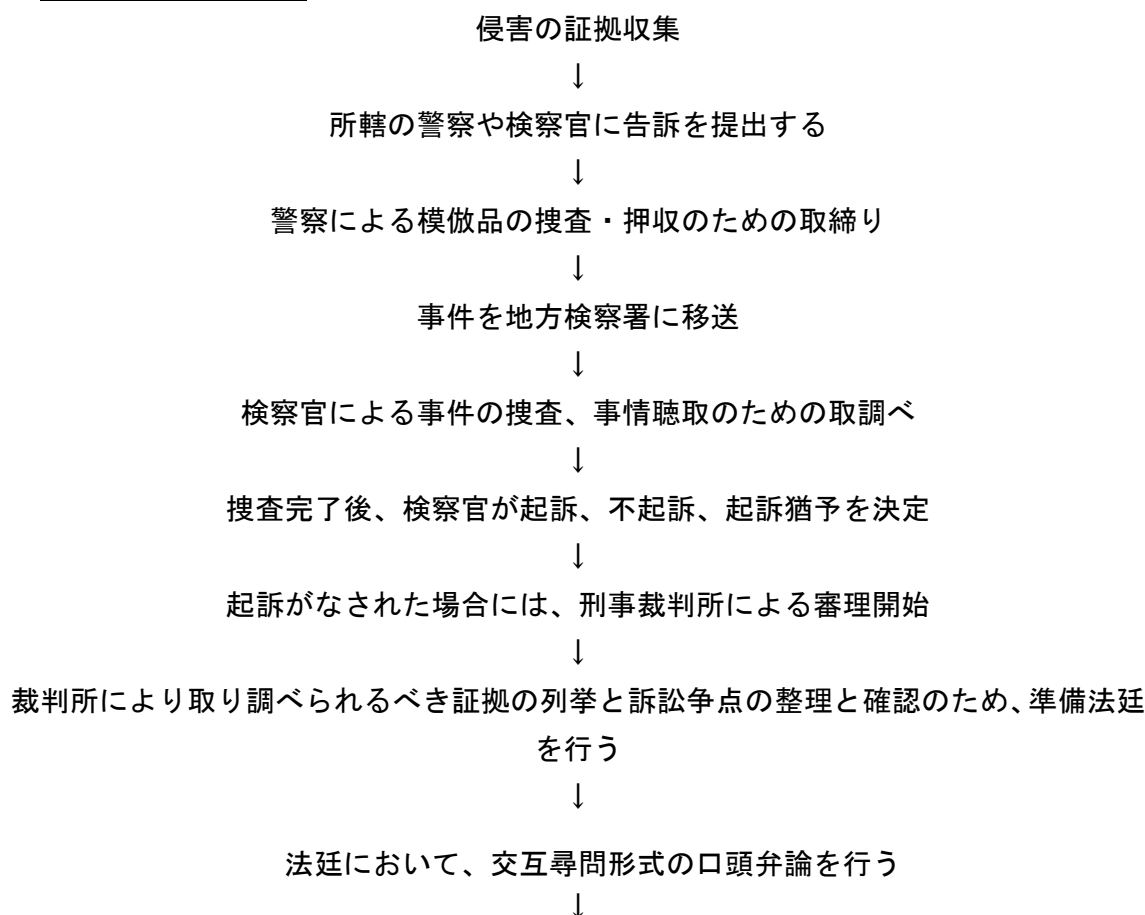
商標法第81条の商品であることを明らかに知りながら販売し、販売の意図をもって陳

列し、輸出又は輸入したものは、一年以下の有期懲役、拘留、又は5万元以下の罰金を科し又は併科する。

刑事罰を課するための要件

1. 商標使用の侵害（商標法第81条）
 - a. 商標権者又は団体商標権者の同意を得ていないこと。
 - b. 同一又は類似商品又は役務において、商標を使用したこと。
 - c. 使用した商標が登録商標又は団体商標と同一又は類似すること。
 - d. 類似商品に商標を使用した又は類似した商標を使用した場合は、関係する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあること。
 - e. 故意があること。
2. 模造品販売の侵害（商標法第82条）
 - a. 商標法第81条の商品であることを明らかに知っていること。
 - b. 販売の意図があること。
 - c. 販売、陳列、輸出又は輸入したこと。

刑事訴訟手続の概要



口頭弁論完了後、裁判所が判決を言い渡す



確定した判決の執行

告訴権者

侵害された登録商標の商標権者は告訴ができる。また、商標権の侵害は非親告罪であるが、捜査及び審判に協力するため、被害者、即ち権利者側からの刑事告訴を提出するのが通常である。

台湾の場合、普通、認可を得ていない外国法人は刑事訴訟の主体になれないが、商標法第 70 条により、台湾政府の認可を得ていない外国の会社法人でも、特別に権利侵害の刑事告訴の権利が認められている。

告訴期間

告訴をすることができる者が犯人を知った時から 6 ヶ月以内に告訴を行わなければならないことになっている。(刑事訴訟法第 237 条第 1 項)

告訴状の書き方および委任状

● 告訴状

告訴は書面（即ち告訴状）又は口頭を以って、検察官又は司法警察官に行わなければならない。口頭を以って告訴する場合は告訴調書を作成しなければならないことになっているが、告訴状を以って告訴を提出する方が侵害事実及び証明できる証拠を明白に指摘することができ、ある程度信憑性の高い証拠を示し、また犯罪行為の悪質性を説明し、そして更に、指摘した犯罪行為の成否について学説または判例上の意見を論じ、刑事訴訟を促進することができる。

告訴状の書き方は先ず権利者の会社名・責任者・住所・代理人に委任して告訴をする場合はその告訴代理人の名前・侵害者の氏名・住所或いは侵害者を特定できる資料等の基本資料を示すこと。次は告訴者が権利者であることを証明し、かかる商標権が侵害された経緯（犯罪事実）を述べ、犯罪の日時・場所・態様・罪名などについてできるだけ詳細に特定すること。なお、侵害者に対する処罰を求める意思があることを示すのが一番重要で、最後に、商標登録の書類・収集した侵害の証拠・このような侵害行為は犯罪が成立すると肯定された学説または判決の資料等を併せて提出すること。

● 委任状

告訴は、代理人に委任して行うことができるが、3 人を超えてはならない（刑事訴訟法第 236 条の 1 第 1 項、第 28 条）。

代理人に委任した場合は委任状を司法警察官、検察官と裁判所に提出すべきである（刑事訴訟法第 236 条の 1 第 2 項、271 条の 1 第 2 項）。代理人は必ずしも弁護士でな

いといけないのではないが、もし、弁護士でない場合は、審判中において記録及び証拠物を閲覧したり、書き写したりする権利がない。(刑事訴訟法第 271 条の 1 第 2 項)

依頼者が日本人(台湾の立場からみて外国人)である場合には、その依頼者が実際に存在するかどうか及び依頼の真意確認のために、所在国において公証手続を経ることが要求されている。

刑事訴訟法には委任状の記載事項が規定されていないが、実務上最低限の記載事項として、①委任者と受任者の名称、②住所、③委任事件、④委任範囲(受任者の権限)を明記し、委任者と受任者が共にサインすべきことになっている。

告訴受理機関

司法警察官と検察官。

期間

告訴から起訴まで：約 2 ヶ月から 12 ヶ月以上。

第一審：約 1 年から一年 4 ヶ月。裁判所での処理期限は 1 年 4 ヶ月となっている(「各裁判所における案件審理期限の実施要点」2 条 2 号)。

第二審：約 1 年 5 ヶ月から二年。裁判所での処理期限は 1 年 4 ヶ月となっている(「各裁判所における案件審理期限の実施要点」2 条 7 号)。

第三審：商標権侵害の刑事訴訟事件は最高刑が 3 年以下の有期懲役、拘留、又は罰金を科するものであるため、第三審法院に上訴することができないことになっている(刑事訴訟法第 376 条)。

問合せ先

司法院ホームページ：<http://www.judicial.gov.tw>

III. 民事訴訟

民事訴訟の対象となる侵害行為の種類

● 特許権・実用新案権・意匠権

権利者の同意を得ずに、下記の行為を行ったものは特許権・実用新案権・意匠権の侵害とする。(特許法第 56、106、123 条)

1. 当該特許製品、実用新案又は意匠にかかる物の製造。
2. 当該特許方法の使用。
3. 当該特許製品、特許方法で直接製造された物品、実用新案又は意匠にかかる物の使用。
4. 当該特許製品、特許方法で直接製造された物品、実用新案又は意匠にかかる物の販売又は販売の為の申し出。
5. 上記の目的のための輸入。

● 商標権

商標権者の同意を得ず、次の一に該当するときは、商標権を侵害するものとする。(商標法第 61 条第 2 項)

1. 同一商品又は役務について、その登録商標と同一の商標を使用するとき
2. 類似商品又は役務について、その登録商標と同一の商標を使用し、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとき
3. 同一又は類似の商品又は役務について、その登録商標と類似の商標を使用し、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとき

商標権者の同意を得ず、次に掲げる条件の一に該当するものは、商標権を侵害するものとみなす。(商標法第 62 条)

1. 他人の著名な登録商標であることを明らかに知りながら同一又は類似の商標を使用し、又は当該著名商標にある文字を自らの会社名、商号名、ドメイン名又はその他の営業主体を表示し、又は出所の標識として、著名商標の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるとき
2. 他人の登録商標であることを明らかに知りながら、当該商標にある文字を自らの会社名、商号名、ドメイン名又はその他の営業主体を表彰し、又は出所の標識として、商品又は役務に関連する消費者に誤認混同を生じさせるとき

侵害に対する救済の種類および内容

1. 侵害の防止。

侵害のおそれがあるときは、即ち、侵害され前に、予めその防止を請求することができる。(特許法第 84、108、129 条、商標法第 61 条第 1 項)

2. 侵害の排除。

侵害された時は侵害排除を請求することができる。(特許法第 84、108、129 条、商標法第 61 条第 1 項)

3. 損害賠償。

損害賠償を請求するときは、次に掲げる方法の一を選択してその損害を計算することができ、権利者の業務上の信用・名声が侵害により損害されたときは、別途相当する賠償額を請求することができる。(特許法第 85、108、129 条、商標法第 63 条)

- a. 権利者の受けた損害及び失った利益による。ただし、その損害を証明する証拠を提供できない場合は、権利者が通常得られる利益から、侵害された後得た利益を差し引いた差額をもって受けた損害額とすることができる。
- b. 侵害者が侵害行為により得た利益による。侵害者がコスト又は必要経費を証明できない場合は、販売した収入の全部をその所得利益とする。
- c. 商標権侵害事件は押収した模造品の販売単価の 500 倍から 1500 倍迄の金額を損害額とする。押収した模造品は 1500 個を超えた場合は、その総額で損害額とする。(商標権第 63 条第 1 項第 3 号)

特許権・実用新案権・意匠権に対する侵害行為が故意になされた場合は、裁判所は上記の規定により算定した損害額の三倍以下の賠償額を決定することができる。（特許法第 85 条第 3 項、108、129 条）

4. 新聞紙への掲載。

権利者は侵害者の費用負担の下で、侵害案件の判決書の全文又は一部を新聞紙に掲載することを請求することができる。（特許法第 89、108、129 条、商標法第 64 条第 1 項）

5. 侵害にかかる原料と器具の廃棄。

権利者は侵害にかかる物品又は侵害行為に用いられた原料や器具について、廃棄又は他の必要な措置を請求することができる。（特許法第 84 条第 3 項、108、129 条、商標法第 61 条第 3 項）

6. 名誉回復。

特許権・実用新案権・意匠権の権利者の氏名表示権が侵害を受けた場合は、権利者氏名の表示、又はその他名誉回復に必要な処分を請求することができる。（特許法第 84 条第 4 項、108、129 条）

請求権発生の要件

1. 請求権者は登録商標、特許権・実用新案権・意匠権の権利者又は専用実施権者である。
2. 権利者の同意を得ていない。
3. 違法性があること。
4. 侵害者に故意又は過失があること。
5. 侵害者に責任能力があること。
6. 損害賠償を請求する場合は侵害行為による損害の発生があること。
7. 侵害行為があること。

a. 特許権・実用新案権・意匠権

侵害者が当該特許製品、実用新案又は意匠にかかる物の製造、使用、販売、販売の為の申し出又は上記の目的のための輸入をした又はするおそれがあること。

b. 商標権：

同一又は類似の商品又は役務について、その登録商標と同一又は類似の商標を使用する。特に類似した場合は関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあること。

商標権を侵害するとみなす要件は上記の 1～6 の要件に加え、下記のとおりである。（商標法第 62 条）

1. 著名な登録商標

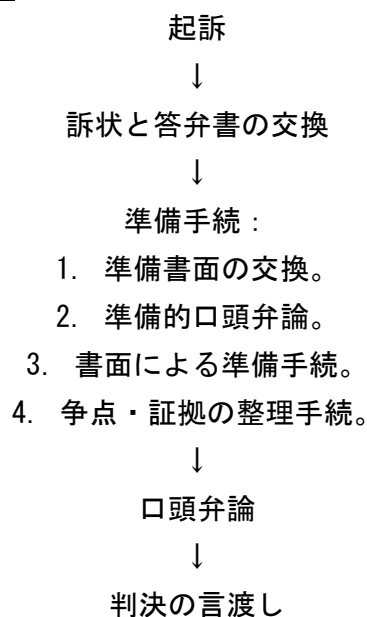
- a. 登録商標は著名である。
- b. 他人の著名な登録商標であることを明らかに知っていること。
- c. 当該著名商標にある文字を自らの会社名、商号名、ドメイン名又はその他の営業主体を表彰し、又は出所の標識とすること。又は同一又は類似の商標を使用すること。

- d. 著名商標の識別性又は信用・名声に損害を生じさせること。
- 2. 登録商標
 - a. 他人の登録商標であることを明らかに知っていること。
 - b. 当該商標にある文字を自らの会社名、商号名、ドメイン名又はその他の営業主体を表彰し、又は出所の標識とすること。
 - c. 商品又は役務に関連する消費者に誤認混同を生じさせること。

当事者適格

- 特許権・実用新案権・意匠権
特許権・実用新案権・意匠権の権利者又は専用実施権者である。
- 商標権
登録商標の商標権者又は登録した使用权者。(商標法第 33、69 条)

訴訟手続のフローチャート



裁判所に提出すべき書類

- 1. 訴状（民事訴訟法第 244 条第 1 項）。
- 2. 代理人に委任した場合は委任状（民事訴訟法第 69 条第 1 項）。
- 3. 商標権、特許権・実用新案権・意匠権の登録書類。
- 4. 特許権・実用新案権・意匠権侵害事件の場合は、明細書を提出すべきである。
- 5. 特許権・実用新案権・意匠権侵害事件には、実務上では司法院指定の専門機関により作成された権利侵害鑑定報告書を提出するのが通常となっている。
- 6. 実用新案特許権者が権利を主張するとき、実用新案特許権技術報告書を提出すべき

である（特許法第 104 条）。

7. 侵害された証拠及び証明できる書類。

裁判管轄権

被告の住所地又は侵害行為の行為地の裁判所が管轄する。

料金

1. 訴訟費用：訴額の 0.66% から 1.1% に相当する金額である（民事訴訟法第 77 条の 13）。
2. 訴訟費用の担保金：台湾に事務所を設置していない外国法人の場合は、提訴地での訴訟費用の担保金供託を必要としている（民事訴訟法第 96 条）。
3. 上訴費用：第一審の半分が追加される（民事訴訟法第 77 条の 16 第 1 項）。
4. 弁護士費用：
 - 商標権侵害事件：
第一審は約 NT\$200,000～400,000 元。
第二審は約 NT\$200,000～400,000 元。
第三審は約 NT\$150,000～200,000 元。
 - 特許権・実用新案権・意匠権侵害事件：
鑑定等により案件が複雑であるため、一審は約 NT\$500,000 元以上になる。

問合せ先

司法院ホームページ：<http://www.judicial.gov.tw>

I V. 仮処分

仮処分の要件

実務上によく利用されるのは「暫時の状態を定める仮処分」（仮の地位を定める仮処分）という仮処分である。この仮処分は権利者に生じる現在の危険や不安を除去するため、仮の地位を定めて権利者を保護するものであり、事実上では権利者に保存すべき権利内容を訴訟確定前にそのまま実現することになるので、侵害者の侵害行為に対する差し止めは最も効果的である。その要件は次の通りである（民事訴訟法第 538 条）

1. 争っている法律関係があること。
2. 暫時の状態を定める必要がある。

「重大な損害の発生を防ぐため」又は「差し迫った危険を避けるため」、若しくはその他の類似した状況がある場合。実務上では主として「権利者が本案訴訟の終結で受けるであろう損害」及び「相手方が仮処分により受けるであろう損害」の大小を比べ合わせて判断する。

特許権者が有効に存在する特許権を有していても、実施していなければ、実務上では

暫時状態を定める必要がないと認定される傾向がある。

3. 管轄裁判所：本案事件の管轄裁判所又は仮差押の対象の所在地にある地方裁判所である（民事訴訟法第 533、524 条第 2 項）。
4. 仮処分請求原因の釈明（民事訴訟法第 533、526 条第 1 項）。

仮処分の審理

仮処分はまず、権利者が申立書をもって裁判所に仮処分を申し立て、仮処分の審理手続を経た上、裁判所の決定が下されることになる。許可した仮処分についての命令には、権利者が関連商品の製造・販売を差し止めることができる旨の記載の他、権利者が提供すべき担保金の金額を供託した後、裁判所民事執行処に仮処分執行の申立をすることができる旨も記載されることになっている。

許可した仮処分が下された場合、債務者（被申立人）は申立人側に対して一定の期間以内に本訴の提起を要求することができ、反対担保金を提供して、仮処分取り消しを申し立てることもできる。（民事訴訟法第 538 条の 4、536 条 1 項）

2003 年に改正された民事訴訟法 538 条 4 項によると、裁判所は仮処分を下す前に、債務者（被申立人）と債権者（申立人）両方の口頭弁論陳述を聴取すべきことになっているので、従って、実務上では裁判所は仮処分の要件を厳格に認定する傾向があり、本訴に匹敵するくらいの時間と手間を要する事例が定着してきている。

仮処分の費用

1. 訴訟費用：NT\$1,000 元。
2. 執行費用：NT\$3,000 元。
2. 担保金算定：仮処分の担保金は被申立人が仮処分を受けた場合、当該仮処分が解除されるまで、仮処分が将来無効と確定したことを仮定して、被申立人がこの仮処分によって蒙った損害額を想定した金額を担保金とすることになっている。
担保金は申立人側が将来確定勝訴の場合、申立人に戻され、逆に、仮処分が不当であることを理由に取消されたり、或いは申立人側が一定期間内に本訴の提訴をしなかった場合、担保金は被申立人側が蒙った損害の賠償に優先的に充てられることになっている。
5. 反対担保金算定：申立人側が仮処分を取り消された場合蒙る損害を想定して計上された金額である。しかし、近年では申立人が納入した担保金と同等の金額の納付を認めて、仮処分決定を取り消した事案が増えている。
6. 弁護士費用：約 NT\$300,000～NT\$500,000 元。

期間

2003 年以降の新制度では、口頭弁論陳述を採用したため、数ヶ月から 1 年以上もかかり、長期化する傾向が見られるようになっている。

問合せ先

司法院ホームページ：<http://www.judicial.gov.tw>

V. 仮差押

仮差押の要件

1. 管轄裁判所：本案事件の管轄裁判所又は仮差押の対象の所在地にある地方裁判所である（民事訴訟法第 524 条第 2 項）。
2. 仮差押請求原因の釈明。（民事訴訟法第 526 条第 1 項）
3. 金銭的請求又は金銭的請求になり得る請求があること（民事訴訟法第 522 条）。
4. 後日強制執行ができず、又は執行が著しく困難になるおそれがあること（民事訴訟法第 522 条）。

仮差押の審理

仮差押の執行にあたっては、まず債権者が裁判所に仮差押の決定の申立をし、裁判所が要件を備えているか否かを審理し、決定を下すことになる。許可した仮差押が下された場合、債権者が提供すべき担保金の金額を供託した後、裁判所民事執行処に仮差押執行の申立をすることができる。

仮差押の費用

1. 訴訟費用：NT\$1,000 元。
2. 執行費用：NT\$3,000 元。
3. 担保金算定：担保金の金額は、原則として、債権者が主張する債権金額の 3 分の 1 を基準とする。担保金は債権者が将来確定勝訴の場合、債権者に戻され、逆に、仮差押が不当であることを理由に取消されたり、或いは債権者が一定期間内に本訴の提訴をしなかった場合、担保金が債務者が蒙った損害の賠償に優先的に充てられることになっている。
4. 反対担保金算定：原則として、債権者に主張された債権金額である。
5. 弁護士費用：約 NT\$200,000～NT\$300,000 元。

期間

仮処分制度と比べて、債務者の財産隠匿の懸念があるので、仮差押の管轄裁判所では債務者側の意見聴取をしないままに債権者の主張と釈明に基づいて審理し、通常、仮差押の申請より 3 週間から 4 週間ほどで決定が下されることになっている。

問合せ先

司法院ホームページ : <http://www.judicial.gov.tw>

ⅤⅠ. 証拠保全

手続の概要

正規の証拠調べが行われる前に、かかる証拠が滅失又は待っていては使用困難の恐れがあるとき、又は相手方の同意があるとき、裁判所にその証拠の保全を申し立てることができる。物事の現状を確認することに対して法律上の利益があり、且つ必要があるとき、鑑定、検証又は文書保全を申し立てることができる（民事訴訟法第 368 条）。

例えば、重要証人が長期の海外旅行を予定しているか又は重病でいつ死亡するかもしれないような場合であるか、相手方や第三者のもっている文書が隠されたり滅失されてしまい、利用困難になるおそれがある場合には、予め証拠を確保しておくことが必要である。

申立の方法

証拠保全の申立ては管轄裁判所又は証拠所在地の地方裁判所に対して行い、次の各号の事項を表示しなければならない（民事訴訟法第 370 条）。

1. 相手方である当事者。もし相手方である当事者を指定することができないときは、その指定不能の理由
2. 保全すべき証拠
3. その証拠によって証すべき事実
4. 証拠保全を要する理由。即ち、証拠滅失の恐れ、又はあらかじめ証拠調べをしておかないと当該証拠を使用するのに困難な事情が存在することを釈明する必要がある。

問合せ先

司法院ホームページ : <http://www.judicial.gov.tw>

ⅤⅠⅠ. 上訴、再審、不起訴処分に対する不服

上訴の要件

● 第二審上訴

1. 上訴状によって次の各号の事項を表示し、原審裁判所に提出する。（民事訴訟法第 441 条）
 - a. 当事者及び法定代理人
 - b. 原判決及び当該判決に対する上訴の陳述
 - c. 原判決に対する不服の程度及び如何なる取消又は変更すべきかの申立

- d. 上訴の理由：原判決を取消又は変更すべきの理由及びその理由の事実と証拠
- 2. 上訴費用の納付：訴額の 0.99% から 1.65% に相当する金額である（民事訴訟法第 77 条の 16）。
- 3. 原判決送達後 20 日の不変期間内に上訴を提起しなければならない（民事訴訟法第 440 条）。
- 4. 原判決が終局判決である（民事訴訟法第 437 条）。中間判決に対する上訴を提起することができない。
- 5. 上訴の利益がある。原判決によって不利益となった当事者しか上訴できない。
- 第三審上訴：上記の要件に加え、次の要件が必要である（民事訴訟法第 481 条）。
- 1. 上訴によって受ける利益が NT\$1,500,000 元を超えなければならない（民事訴訟法第 466 条第 1 項）。
- 2. 第二審判決が法律に違背することを理由としなければならない（民事訴訟法第 467 条）。
- 3. 上訴状提出後 20 日以内に上訴理由書を提出しなければならない。提出しないときは、その補正を命ずることを要せずに、第二審裁判所が決定を以て却下することになっている（民事訴訟法第 471 条第一項）。
- 4. 弁護士に委任しなければならない（民事訴訟法第 466 条の 1）。

上訴裁判所の連絡先および所在地

- 1. 台湾高等法院（高裁）
所在地：台湾台北市重慶南路 1 段 124 号
電話番号：886-2-2371-3261
- 2. 台湾高等法院台中分院
所在地：台湾台中市南區五權南路 99 号
電話番号：886-4-2260-0600
- 3. 台湾高等法院台南分院
所在地：台湾台南市中山路 170 号
電話番号：886-6-228-3101
- 4. 台湾高等法院高雄分院
所在地：台湾高雄市鼓山區明誠三路 586 号
電話番号：886-7-552-3621
- 5. 台湾高等法院花蓮分院
所在地：台湾花蓮市民權路 127 号
電話番号：886-3-822-5117
- 6. 福建高等法院金門分院

所在地：金門金城鎮民權路 178 号

電話番号：886-823-24-578

7. 最高法院（最高裁判所）

所在地：台湾台北市長沙街一段 6 号

電話番号：886-2-2314-1160

情報提供協力者

・氏名 : J. K. Lin
事務所名 : TIPLO Attorneys-at-Law
Taiwan International Patent & Law Office
住所 : 7th Floor, We Sheng Buildin、 No. 125, Nanking East Road, Sec. 2
Taipei, Taiwan
電話 : 886-2-2507-2811 FAX : 886-2-2508-3711, 2506-6971
E-mail : tiplo@tiplo.com.tw
ウェブサイト : <http://www.tiplo.com.tw>

・氏名 : Dennis Huang (Coordinator)/C. V. Chen
事務所名 : Lee and Li, Attorneys-at-Law
住所 : 7F, No. 201, Tun Hua N. Road、 Taipei 105, Taiwan, R. O. C.
電話 : 886-2-2715-3300 ext. 2275 FAX: 886-2-2718-8497
E-mail : dennishuang@leeandli.com
ウェブサイト : <http://www.leeandli.com/>

・氏名 : Lewis C.Y. Ho
事務所名 : Li&Cai Intellectual Property Office
住所 : 18F, No. 71, Sec 2, Dunhua S. Rd., Taipei 106, Taiwan, R.O.C.
電話 : 886-2-2703-6633 FAX: 886-2-2784-9922
E-mail : lcip@li-cai.com.tw
ウェブサイト : <http://www.li-cai.com.tw/>